平成２４年（フ）第１５５号
長野県上田市常磐城３丁目７番46号
債務者　武田いづみ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１５６号
長野県上田市常磐城３丁目７番46号
債務者　武田　真哉
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１５７号
長野県上田市常磐城３丁目７番46号
債務者　武田　聖二
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１６１号
長野県上田市常入１丁目７番96号　常入グリーンハイツ105号
債務者　黒石美智子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２４３号
長野県安曇野市穂高有明7374番地49
債務者　神田　政義
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２５８号
長野県北安曇郡池田町大字池田3196番地１
債務者　春岡　里沙
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８３号
長野県飯田市吾妻町61番地１　藤忠コーポ２・302号
債務者　山下奈津実
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２３１号
三重県津市藤方1859番地１　リークフィールドＢ－３、前住所三重県四日市市ときわ５丁目３番13号
債務者　山島ちづる
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３４号
三重県鈴鹿市桜島町４丁目10番地の11
債務者　花井　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４３号
三重県亀山市住山町64番地　Ａ―26
債務者　野崎　広幸
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４９号
三重県津市栗真中山町字129番地　アヴェニューコート栗真Ｂ棟603号、住民票上の住所京都府亀岡市北河原町２丁目５番６―504号
債務者　加藤　　剛
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５１号
三重県鈴鹿市平野町939番地の２
債務者　髙橋　利和
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５４号
三重県津市白塚町3444番地　ネオコーポ２Ａ
債務者　村井　光男
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５５号
三重県津市白塚町3444番地　ネオコーポ２Ａ
債務者　村井　千江
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５６号
三重県津市修成町６番10号
債務者　福田　里美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０７号
滋賀県彦根市鳥居本町1101番地26
債務者　木下　伸一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５９６号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地　県住１―411
債務者　中島　秀樹
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１８号
奈良県生駒市壱分町231番地１
債務者　今井　佳世（旧姓阪田）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
奈良地方裁判所